

野々市市コミュニティバスにかかるバス停命名権募集要項（令和3年度募集分）

1 目的

野々市市コミュニティバスのバス停留所名称を一般企業等から募集し、その対価として広告料を支払っていただくことにより、コミュニティバスの独自財源として運行にかかる経費負担の減少を目的とする。

あわせて、現在のバス停留所名称からより分かりやすい名称となることで、コミュニティバス利用者にとっての利用環境の更なる向上を図る。

2 募集主体

野々市市

3 募集の区分

本名称・副名称の2区分とする。

4 募集の条件

区分とその条件	本名称
	バス停留所の名称そのものを変更するもの。 バス停留所付近に所在し、広く市民に認知されている企業や店舗等であって、バス停留所に掲載する名称として市長がふさわしいと認めるもの。
	副名称
	既存のバス停留所の名称に新たな名称を付記するもの。 バス停留所に掲載する名称として市長がふさわしいと認めるもの。
掲載期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間） ただし、運行計画の変更等によりバス停留所が廃止された場合は、当該期間のみ。
掲載料 （支払は1年ごと）	・ 本名称 1ルート当たり 200,000 円/年（5年総額 1,000,000 円） ・ 副名称 1ルート当たり 100,000 円/年（5年総額 500,000 円） ただし、次ページ7の手順4にて決定したものについては当該入札金額を掲載料とする。
特典	・ 車内での音声案内 ・ 市ホームページ及び市が発行するバス時刻表への広告主名の掲載
その他	・ 一のバス停留所へのバス停命名権は、本名称又は副名称のいずれか1つとする。 ・ 複数ルートにおいて、同一の名称となっているバス停留所にあつては、全ルート一括での申し込みに限る。 ・ 名称の文字数は12文字前後を目安とする。 ・ 本名称募集条件の「バス停留所付近」については、バス停から半径50mを目安とするが、申込者の店舗規模や付近の建物立地状況等により総合的に判断する。

5 募集対象となるバス停

別紙 1 のとおりとする。

6 審査・決定

野々市市有料広告掲載取扱要綱第 9 条に定める野々市市広告審査委員会において審査のうえ決定する。

7 同一バス停に複数の申込があった場合の取り扱いについて

以下の手順 1 から優先する申込者を決定し、手順内で決定しない場合は次の手順に移す。

手順 1	次に掲げるものにいずれも該当しない者とする。 (1) 暴力団関係者をその業務に従事させている者 (2) 市税を滞納している者 (3) その他、広告主として適当でないと市長が認める者
手順 2	次に掲げる順位により優先するものを決定する。 (1) 国、地方公共団体、公共的団体及びこれらに類する者 (2) 民間企業等で、市内に事業所等を有する者 (3) その他
手順 3	本名称申込者を優先する。
手順 4	入札を行い、提示金額の大きい申込者に決定する。 このとき、申込者は 5 年総額の金額を提示するものとする。 提示金額の下限は、本名称においては 1 ルートあたり 100 万円、 副名称においては 1 ルートあたり 50 万円とする。

8 命名権の取得ができなかった申込者に対する措置

手順 1 において問題がないと認められる申込者については、当初希望していたもの以外で広告主のいないバス停留所の副名称取得について、あらかじめ取得希望を申込書にて示しておくことで、当該バス停の審査権を得ることができるものとする。

9 命名権取得後の注意事項

申込者の自己都合により 5 年未満で広告の掲載を変更し、又は取り下げる場合は、それによって生じる一切の費用を広告主が負担するものとする。

10 募集期間

令和 3 年 9 月 1 日（水）から令和 3 年 12 月 28 日（火）まで

11 提出書類

野々市市コミュニティバス等有料広告掲載申込書 1 部

12 提出先・問い合わせ先

野々市市企画振興部地域振興課交通政策係（野々市市役所 1 階窓口番号⑬）
〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目 1 番地
TEL：076-227-6118 FAX：076-227-6254
e-mail：chiiki@city.nonoichi.lg.jp